

令和2年度税制改正（租税特別措置）要望事項（**新設**・拡充・延長）

（経済産業省 経済産業政策局 企業行動課）

項目名	消費税申告期限の延長の特例の創設		
税目	消費税（消費税法第19条、第45条、第49条）		
要望の内容	<p>働き方改革関連法の施行により、大企業においては本年から、中小企業においては来年以降、時間外労働の上限規制の導入等の措置がなされることとなる。こういった点も踏まえ、延長された法人税や法人事業税（以下、「法人税等」という）の申告期限と消費税及び地方消費税（以下、「消費税等」という）の申告期限が異なること等により、生じている申告に係る事務負担を削減することで、ビジネス環境を改善し、企業の生産性の向上・働き方改革の推進を図るため、申請により、消費税等の申告期限を一か月延長する特例を創設する。</p>		
	<p>平年度の減収見込額 （制度自体の減収額） （改正増減収額）</p>	<p>— （ — （ —</p>	<p>百万円 百万円） 百万円）</p>

新設・拡充又は延長を必要とする理由

(1) 政策目的

延長された法人税等の申告期限と消費税等の申告期限が異なること等により、生じている申告に係る事務負担を削減することで、ビジネス環境を改善し、企業の生産性の向上・働き方改革の推進を図る。

(2) 施策の必要性

以下の政府閣議決定文書等を踏まえ、喫緊に税分野も含めた行政手続の簡素化を事業者目線で進める必要がある。

【未来投資戦略（平成 29 年 6 月 9 日閣議決定）】

第 1 ポイント

II Society 5.0 に向けた横割課題

B. 価値の最大化を後押しする仕組み

2. 規制改革、行政手続の簡素化、IT 化の一体的推進 目指すべき社会像

2020 年 3 月までに、行政手続コストが原則 20%以上削減され、国内外の企業にとって世界で一番活動しやすい事業環境が提供されている。企業は、行政手続による不要な手間から解放され、本業である付加価値創造活動に専念している。

【未来投資戦略 2018 平成 30 年 6 月 15 日閣議決定】

[3] 「行政」「インフラ」が変わる

1. デジタル・ガバメントの実現（行政からの生産性革命）

i) 旗艦プロジェクトの推進 ② 法人向けワンストップサービスの実現

規制改革推進会議の「行政手続コスト削減のための基本計画」に基づき、国税・地方税・社会保険の手続について簡素化、オンライン化、ワンストップ化の取組を進める。

【行政手続コスト削減に向けて（平成 30 年 4 月 24 日）】

I. 検討の経緯

民間事業者は、申請書の作成・準備や、行政窓口との往復等を含め、行政手続に相当の時間とコストをかけている。事業者の生産性向上・働き方改革のためには、政府自らが、事業者の生産性を阻害しないように、期限付きの数値目標を掲げて、行政手続を簡素化する必要がある。

【働き方改革実行計画】

1. 働く人の視点に立った働き方改革の意義

働き方改革こそが、労働生産性を改善するための最良の手段である。生産性向上の成果を働く人に分配することで、賃金の上昇、需要の拡大を通じた成長を図る「成長と分配の好循環」が構築される。個人の所得拡大、企業の生産性と収益力の向上、国の経済成長が同時に達成される。すなわち、働き方改革は、社会問題であるとともに、経済問題であり、日本経済の潜在成長力の底上げにもつながる、第三の矢・構造改革の柱となる改革である。

4. 罰則付き時間外労働の上限規制の導入など長時間労働の是正

我が国は欧州諸国と比較して労働時間が長く、この 20 年間フルタイム労働者の労働時間はほぼ横ばいである。仕事と子育てや介護を無理なく両立させるためには、長時間労働を是正しなければならない。働く方の健康の確保を図ることを大前提に、それに加え、マンアワー当たりの生産性を上げつつ、ワーク・ライフ・バランスを改善し、女性や高齢者が働きやすい社会に変えていく。

今 回 の 要 望 に 関 連 す る 事 項	合 理 性	政策体系における政策目的の位置付け	経済成長 経済基盤
		政策の達成目標	延長された法人税等の申告期限と消費税等の申告期限が異なること等により、生じている申告に係る事務負担を削減することで、ビジネス環境を改善し、企業の生産性の向上・働き方改革の推進を図る。
		租税特別措置の適用又は延長期間	—
		同上の期間中の達成目標	—
		政策目標の達成状況	—
	有 効 性	要望の措置の適用見込み	—
		要望の措置の効果見込み(手段としての有効性)	当要望を措置することにより、例えば、現状企業において(法人税等の申告期限と消費税等の申告期限が不一致なことにより)生じている消費税等の修正申告・更正の請求書に係る事務負担等を確実に削減することが可能。
	相 当 性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	—
		予算上の措置等の要求内容及び金額	—
		上記の予算上の措置等と要望項目との関係	—
		要望の措置の妥当性	上述のとおり、企業において無為に生じている事務負担を確実に削減することが可能であること、及びこの他に取りうる措置がないことを踏まえれば、十分に妥当性のあるものとする。

これまでの租税特別措置の適用実績と効果に関連する事項	租税特別措置の適用実績	—
	租特透明化法に基づく適用実態調査結果	—
	租税特別措置の適用による効果(手段としての有効性)	—
	前回要望時の達成目標	—
	前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	—
これまでの要望経緯	—	—